ちきゅうにやさしい

消費生活ニュース

―― 環境にやさしい暮らしを ――

「みんなで考えよう
くらしとルール」

平成22年7月10日発行
第12号

たつの市市民生活部なんでも相談課
たつの市消費者協会
たつの市消費生活モニター
たつの市龍野町富永1005番地1
TEL0791-64-3250（直通）

ご存じですか？

ＪＡＳ法では、一般消費者に販売されるすべての飲食料品に品質表示が義務付けられています

食品の表示は、消費者にとって、その食品を判断し選択する上でなくてはならないものです。このため、一般消費者向けのすべての飲食料品について品質表示基準が定められています。

ここでは、生鮮食品の品質表示基準についてご紹介します。みなさんが、買い物をされるときのチェックポイントとして参考にしてください。

生鮮食品の表示事項

●農産物

『名称』　→　一般的な名称

『原産地』→　・国産品：都道府県名
（市町村名及びその他一般に知られている地名でも可）
・輸入品：原産国名
（一般に知られている地名でも可）

●畜産物

『名称』　→　一般的な名称

『原産地』→　・国産品：「国産」である旨を表示
（都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可）
・輸入品：原産国名

●水産物

『名称』　→　一般的な名称

『原産地』→　・国産品：とれた水域名または養殖した都道府県名
（水域名の記載が困難な場合は水揚げ港名または港が属する都道府県名でも可）
・輸入品：原産国名
（原産国名に水域名の併記も可）

『解凍』　→　冷凍したものを解凍して販売する場合

『養殖』　→　養殖されたものを販売する場合

具体的な表示例

名称
たまねぎ
兵庫県産
原産地

原産地　名称
国産　豚肉ロース

名称
ぶ　り
鹿児島県産　養殖
原産地

※この用紙は再生紙を使用しています